

令和3年 9月 1日

町内小中学校保護者 様

武豊町教育委員会教育長

加 藤 雅 也

## 緊急事態宣言措置を受けた今後の学校運営について（お知らせ）

日頃は本町の教育活動にご理解、ご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、8月27日に愛知県が緊急事態宣言の対象地域に加えられました。それに伴い、国や県の通知をもとに、緊急事態宣言中の学校運営について下記のように対応いたします。ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

### 記

#### 1 学校運営の基本方針

警戒度を最大にし、感染防止対策を更に徹底した上で学校教育活動を継続していきます。

#### 2 登校の判断について（緊急事態宣言中）

- (1) お子様や同居のご家族に発熱等の風邪症状がある場合、お子様の登校を控えてください。
  - (2) お子様が無濃厚接触者でなくても、同居のご家族が無濃厚接触者に特定された場合、検査で陰性が判明するまでは、お子様の登校を控えてください。
  - (3) お子様に発熱等の風邪症状があり、すぐに治まった場合(例：夜に発熱し、翌朝解熱)でも、念のため1日程度、登校を控え受診することをご検討ください。
- ※ (1)～(3)に加えて、感染が不安で児童生徒を休ませる場合も欠席ではなく「出席停止」扱いとします。

### 3 9月2日（木）から9月12日（日）までの対応

- ・小中学校とも、午前中4時間授業とし、給食後下校します。
- ・運動を伴う体育は実施しません。  
（熱中症対策等により、マスクを外す場面が生じるため）  
（教室内で行う保健分野等の学習は実施します）
- ・小学校では、休み時間の外遊びを自粛します。  
（近距離での接触、マスクを外す場面が予想されるため）
- ・下校後の預け先が確保できない場合は、下校後から15時までの間、児童が校内に待機できる場を設けます。  
（9月6日（月）～10日（金）の5日間 小学校のみ）

- ・「児童クラブ利用者」や「共働きやひとり親等の特別な理由があるご家庭」のみの対応です。待機を希望する場合は、自主学習の教材や読書用の本など一人で静かに過ごすことができる物をご家庭で用意してください。学校の教職員は、見守りのみを行います。
- ・児童クラブ利用者は、15時まで学校で待機し、その後児童クラブへ移動します。（別紙：「下校後預かり申込票」を参照）

- ・中学校では、部活動は実施しません。

### 4 その他

- ・学校にウイルスを持ち込ませないためには、ご家庭の協力が不可欠です。不要不急の外出を控える等、学校外の過ごし方についてご家庭で話し合い、感染症対策を徹底してください。
- ・登校時や登校後に、児童生徒に風邪症状が見られた場合は、当該児童生徒を帰宅させます。
- ・校内では、原則マスクを着用します。引き続きマスクの準備をお願いします。  
（参考：文科省の通知には、不織布マスクが最も効果が高いと記載されています）
- ・マスクの正しい着用の仕方（鼻を隠す等）についても、お子様とともにご家庭で確認をしてください。
- ・学校で、感染者が出た場合、その感染状況に応じて、「学級閉鎖」「学年閉鎖」「学校全体の臨時休業」を行う場合があります。（急な連絡になる場合があります）
- ・お子様が感染した場合（感染が疑われる場合も含む）、濃厚接触者の特定のため、学校がお子様の校内での行動履歴について聞き取りを行う場合があります。
- ・緊急事態宣言中は、泊を伴う行事（修学旅行や宿泊研修）を実施しません。
- ・12日以降の対応については、後日、あらためて連絡いたします。

連絡先：武豊町教育委員会 指導主事 岩田 圭司

TEL：0569-72-1111